

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第30号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第13号）附則第4項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第14号）附則第4項の規定により、給料月額の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え)

第2条 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた次の表の旧給料月額欄に掲げる給料月額の区分に応じそれぞれ同表の新給料月額欄に定める額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
904,000	896,000
1,004,000	995,000
1,104,000	1,094,000
1,204,000	1,175,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え)

第3条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、切替日の前日においてその者が受けていた次の表の旧給料月額欄に掲げる給料月額の区分に応じそれぞれ同表の新給料月額欄に定める額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
967,000	957,000
1,090,000	1,078,000
1,204,000	1,175,000

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成23年岩手県人事委員会規則第33号）は、廃止する。